

● 奨励金の額について
(下表を参照)

- ・申請書類を確認し、基本額 + 加算額により決定
- ・連帯債務の場合は、連帯債務者全員の要件に応じて建物登記の持分に基づき助成金基本額の限度額を決定
- ・対象借入金とは、金融機関からの借入金の額と住宅の工事請負費もしくは購入費のいずれか低い額になります

建物要件	住所要件	基本額		加算額(一律)					合計 (最大助成額)
		対象借入金 のうち	助成金 限度額	空き家 バンク登録	市内業者 活用	UIターン (県外からの転入)	「新婚さん住まい 応援事業 補助金受給者」、 または「UIターン住 まい補助金受給者」	三世帯 同居・近居者	
新築	転入者	5%	80万円	—	20万円	30万円	50万円	20万円	200万円
	市内在住		50万円			—			140万円
中古	転入者	10%	100万円	5万円	10万円	30万円	50万円	20万円	215万円
	市内在住		80万円			—			165万円

- ① 住所要件を確認する基準日は、工事又は購入の契約締結日現在
 - ② 「転入者」とは基準日において下記のいずれかに該当する方
ア) 3年以上本市の住民基本台帳に登録がない方
イ) 本市に転入して2年未満の方で、本市への転入日以前に本市以外の市区町村の住民基本台帳に3年以上登録されていた方
 - ③ 「空き家バンク登録」とは、「かほく市空き家バンク」に登録された住宅であること
 - ④ 「UIターン」の該当者は、上記②「転入者」のうち、県外の市区町村の住民基本台帳に3年以上登録された後、直接かほく市に転入された方
 - ⑤ 「新婚さん住まい応援事業補助金受給者」、または「UIターン住まい補助金受給者」とは、基準日がいずれかの補助金の交付申請をした翌月1日から1年を経過した方、又は受給期間満了後2年未満の方
 - ⑥ 「三世帯同居・近居者」とは、基準日において別々に居住していた親子※と祖父母が新たに同一の住宅、もしくは隣接している住宅に居住するものであること
※三世帯同居・近居を始めた日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の子がいることが条件となります。(基準日時点で妊娠している場合も含みます)
- 上記①～⑥の要件についての詳細は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

取得した中古住宅の改修に
最大100万円を補助します!

空家等改修支援補助金

空き家バンクに登録された住宅を購入し改修した後、5年以上定住する個人を対象に改修費の一部を補助する制度です。

- ※かほく市内に営業所または事務所を有する事業者に請け負わせる工事が条件となります。
- 防災環境対策課 TEL.076-283-7124

まだまだあります。かほく市の住宅取得に関するその他助成制度

木の家づくり奨励金

最大30万円

● 農林水産課 TEL.076-283-7105

住宅用自然エネルギーシステム
設置費補助金制度

上限16万円他

● 防災環境対策課 TEL.076-283-7124

ケーブルテレビ引込工事費

無料

● 情報推進課 TEL.076-283-7112

● お問い合わせは
かほく市地域政策部地域創生課

929-1195 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地
TEL.076-283-7132 FAX.076-283-4242 chiiki@city.kahoku.lg.jp

住んで良かった。

R.7.4現在

かほく市 定住

検索

自然も豊かで
とっても
いい街ニヤ。

かほく市マスコットキャラクター
「にゃんぱらう」

石川県  かほく市 定住人口増加プロジェクト

申込数
2,000件
突破!

令和6年4月現在

なんと!

若者マイホーム取得奨励金

最大215万円

マイホームはかほく市で

かほく市では、市内への定住人口の増加と地域経済の活性化を促進するため、市内に住宅を新築・購入し生活する方を対象に、最大215万円の奨励金を交付する制度を設けています。

また、中古物件の購入と
空家等改修支援補助金を合わせ、
最大315万円を補助します



奨励金の申請から交付まで

各項目をチェックしていくと便利です。

STEP 1

条件確認後はステップ2へ▶

対象条件の確認

奨励金の受給をご希望の方は、下記対象条件に適合するかご確認ください。

対象地域

かほく市全域

対象者(下記のすべてに該当する方)

- 住宅の新築の工事契約締結日又は購入の契約締結日における年齢が**45歳未満**の方住宅を
- 新築又は購入する場所に住所を有し、かつ生活の実態がある方
- 一戸建て住宅を新築又は購入するため、金融機関等からの借入れ(償還期間10年以上)がある方
- 地域の情報を共有し、地域の活動に積極的に参加する意欲を持って定住する意思のある方

対象となる住宅

- 一戸建ての住宅で延べ床面積が**50m²以上**である併
- 用住宅の場合は、延べ床面積の**1/2以上**が専ら自己の居住の用に供し、その面積が**50m²以上**である購入(新築)の対象は建築後使用された事がない住宅で工事完了後**3年未満**のものである
- 購入(中古)の対象は建築後使用された住宅、又は建築後**3年以上**経過した未使用の住宅である工事
- 又は購入の契約締結日が**令和4年4月1日以降**である

! 令和4年3月31日以前に契約したものは、従前の制度によります。

工事契約又は購入契約の締結後に「申込み」のうえ、**住宅の登記完了後3ヶ月以内に「交付申請書」を提出**してください。

STEP 2

書類が揃ったら市役所窓口で申込み

申込み | 住宅の工事購入の契約締結後

住宅工事契約締結後あるいは住宅購入の契約締結後「**交付申込書**」に**下記書類を添付し、**申し込んでください。

● 必要な書類

交付申込書

その他の書類

- 工事請負契約書又は売買契約書 **コピー**
- 平面図・立面図・付近見取り図 **コピー**
- 建築業者の建設業法の許可又は宅地建物取引業法に基づく免許を受けたものであることを証明する書類 **コピー** (市内の建築業者、不動産業者のみ)
- 代理人申請の場合は委任状

! 住宅の工事・購入の契約締結後、速やかに申込みをお願いします。

申込及び申請は、市役所窓口での紙による手続きだけでなく「**電子申請**」でも受付しております。



申込QRコード



交付申請QRコード

契約者本人のみ「**電子申請**」が可能です。

STEP 3

書類が揃ったら市役所窓口で申請▶

交付申請 | 住宅の登記完了後

交付申込みをした方は、対象となる住宅の**登記が完了してから3ヶ月以内に「交付申請書」**に**下記書類を添付し、**申請してください。

! 住宅の登記完了後、3ヶ月を経過している場合は申請できませんので、お早めにお手続きをお願いします。

● 必要な書類交付申請書

市役所で発行するもの

世帯全体の住民票(謄本)

本籍地の役所で発行するもの

戸籍附票*

● 連帯債務による借入の場合は連帯者全員分が必要です。

● 工事又は購入の契約締結日から3年前までの住所異動が確認できるものが必要です。

ただし、転入後2年以内に契約された方は、転入から3年前までの住所異動が確認できるものが必要です。

法務局で発行するもの

建物の登記事項証明書 **コピー可** [購入の場合は、土地の登記事項証明書も必要]

金沢地方法務局 〒921-8505 石川県金沢市新神田4丁目3番10号(金沢新神田合同庁舎)
TEL: 076-291-7160 (証明書発行お問い合わせ先)

その他の書類

- 住宅取得資金に係る金銭消費貸借契約書 **コピー**
- 建築確認完了検査証「**検査済証**」 **コピー**
- 工事請負契約書又は売買契約書(交付申込み後に変更した場合のみ) **コピー**
- 平面図・立面図(交付申込み後に変更した場合のみ) **コピー**
- 三世帯同居・近居状況表(三世帯同居・近居者に該当する場合のみ) [専用の様式あり]
- 代理人申請の場合は委任状

*戸籍附票とは戸籍が作られた時点からの住所の移動を記録したものです。

必要書類を審査し、
現地確認を行います



書類審査
現地検査

STEP 4

交付決定通知

交付を決定した場合は、「**交付決定通知書**」と「**奨励金請求書**」を送付します。指定口座(交付決定通知のあった名義人のもの)をご記入の上、請求書をご提出ください。

約30日

交付決定通知書は「**確定申告**」の際に必要です。大切に保管してください。



STEP 5

奨励金の交付

請求書受領から約30日で、指定の口座に振り込みますので、**ご確認ください。**

※振込日は、決定後郵送にてご案内します。

奨励金の額については裏表紙をご覧ください。

! 奨励金の交付を受けてから1年以内に交付対象である住宅を売り渡した場合は、奨励金を返還していただくことがあります。